

区長等を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償等請求事件（平成 28 年（行ウ）第 250 号）

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区長及び中野区

3 訴訟の経過

平成 28 年(2016年) 6 月 9 日 東京地方裁判所に訴えの提起

4 事案の概要

本件は、区の行政財産である中野区産業振興センター（旧中野区勤労福祉会館）の用に供されている土地（以下「本件土地」という。）の一部を、区の承認を受けることなく東京消防庁消防総監が中野消防団第五分団本部施設の建設のために使用する工事用地として当該工事請負業者に使用させこれを不法に占有させたと主張し、被告中野区長が元消防総監 A 及び B に対して当該使用料又は賃貸料相当額について損害賠償請求又は不当利得返還請求を行うことを求めるとともに、仮に当該区の承認が存在していたとした場合、当該承認は法令の手續を履踐しない違法な使用許可であるから被告中野区に対してその取消しを求め、また、被告中野区長が当該承認に伴う使用料又は賃貸料を違法に免除した田中大輔に対して当該使用料又は賃貸料相当額について損害賠償請求を行うことを求めた住民訴訟である。

5 請求の趣旨の概要

- (1) 被告中野区長田中大輔は、A 及び B に対し、金 31 万 7 6 8 9 円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を請求せよ。
- (2) 中野区長田中大輔が、東京消防庁中野消防署長に対してした、中野消防団第五分団本部施設の本件工事用地に関する、本件土地における利用の承認を取り消す。
- (3) 被告中野区長田中大輔は、田中大輔に対し、金 31 万 7 6 8 9 円及びこれに対する本訴状送達の日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を請求せよ。
- (4) 訴訟費用は被告らの負担とする。

6 原告が主張する請求原因の要旨

- (1) 本件土地のうち、中野消防団第五分団本部施設の建物敷地となる部分については、平成 25 年 5 月 14 日に中野区から、東京消防庁中野消防署長に対する使用許可（以下「本件使用許可」という。）がなされている。

- (2) 原告は、東京都知事及び東京消防庁消防総監を相手方として住民訴訟を提起しており、同訴訟は現在も係属中であるところ、同相手方から、本件土地のうち、本件使用許可の対象外の土地（以下「本件工事用地」という。）についても中野区から利用の「承認」を受けているとの主張がなされ、これにより原告は、本件工事用地に係る利用の「承認」がなされた可能性のあることを初めて知った。
- (3) しかし、本件使用許可に本件工事用地の利用の「承認」は含まれておらず、当該「承認」は明示的には存在しないところ、中野消防団第五分団本部施設新築工事の発注者である東京消防庁消防総監は、何らの権原なく本件土地の一部を本件工事用地として当該工事請負業者に使用させ、不法に占有させた。このため、当該工事の期間において消防総監を務めたA及びBは、本件土地の使用料又は賃貸料相当額（31万7689円）について、不法行為に基づく損害賠償責任又は不当利得に基づく責任を負う。
- (4) 仮に、本件工事用地に係る利用の「承認」が存在するとしても、当該「承認」は、法令の定める手続を履践しない違法な使用許可又は貸付けである。
- (5) また、田中大輔は、本件工事用地に係る行政財産を、法令の定める手続によらず違法に利用「承認」した上、違法に使用料又は賃貸料を免除し、区に使用料又は賃貸料相当額（31万7689円）の損害を生じさせていることから、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を負う。